

令和8年第3回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和8年3月31日(火) 15:00~15:50
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局	事務局長 池田 グループ長 横山 サブリーダー 藤原 主査 堀之内 主任主事 船盛 主事 福迫
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について 2 「農地利用変更届」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等について 9 「農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更申出に係る意見決定」について

開会 15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和8年第3回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。

事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は 11 番委員と 12 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は所有権移転 4 件、中間管理権設定 52 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 51 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転 4 件、筆数 4 筆、面積 12,238 m ² 、利用権設定 52 件、筆数 116 筆、面積 219,529 m ² 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第 2 号「農地利用変更届」について

議長（会長）	次に議案第 2 号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が 3 件提出されておりますので審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 3 番委員
3 番委員	2 号 1 番。届出地は市営福島第一団地の北西に位置し、現況は田である。利用変更目的は、畑にするものである。工事内容は盛土を 0.2m 行うものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 を 10 番委員
10 番委員	2 号 2 番。届出地は姫城地区コミュニティ広場の東に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用施設 112 m ² を建設するもので、工事内容としては、既に建設されており異常はなく、周りに影響はないと思われる。また、周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 3 を 13 番委員

13 番委員	2号3番。届出地は埤上公民館の北西に位置し、現況は畑である。利用変更目的は、農業用倉庫 145 m ² を建設するもので、工事内容としては、既に建設されており足場用単管パイプを柱にして、屋根に波板を取り付けた農業用倉庫であり、周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が17件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分1を3番委員。
3 番委員	3号1番。申請地は霧島市公設地方卸売市場の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2から4を10番委員。
10 番委員	3号2番。申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号3番。申請地は姫城地区コミュニティ広場の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号4番。申請地は鹿児島第一高等学校の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人6、7を5番委員。
5 番委員	3号6番。申請地は沢馬場公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>3号7番。申請地は福地地区公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく隼人8を12番委員。</p>
12番委員	<p>3号8番。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に溝辺9を1番委員。</p>
1番委員	<p>3号9番。申請地は下有川切門地区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく溝辺10を11番委員。</p>
11番委員	<p>3号10番。申請地は竹子集会センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>同じく溝辺11から13を14番委員。</p>
14番委員	<p>3号11番、12番は受人が同一で、同じ地域ですので一括して報告します。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号13番。申請地は論地公民館の南西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、横川14、15を2番委員。</p>
2番委員	<p>3号14番。申請地は小原公民館の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号15番。申請地は佐々木分団小原消防車庫の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作</p>

	を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、牧園16を8番委員。
8番委員	3号16番。申請地は持松分団第2詰所の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、霧島17を7番委員。
7番委員	3号17番。申請地は湯之宮自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山18を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	3号18番。申請地は国師公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分1を11番委員。
11番委員	4号1番。申出地は止上公民館の東に位置し、現況は不耕作である。除外目的は、駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る6つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認とすることに賛成の方の挙

	手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は承認とすることに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、隼人1を12番委員。
12番委員	5号1番。申請地は隼人温泉プールの北に位置し、現況は宅地の敷地である。なお、平成15年7月頃宅地にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般個人住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の380.18㎡を一体利用するもので、全体計画面積は541.18㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山2を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	5号2番。申請地は福山町十字ヶ丘公園の南東に位置し、現況は植林済みである。なお、令和8年3月頃山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、既に植林済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。国分1を10番委員。
10番委員	6号1番。申請地は市営新清水団地の西に位置し、現況は11棟中10棟完成、1棟建設中である。転用目的は、建売住宅13棟を11棟に変更するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、これに伴う始末書も添付されている。農地区分は、第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭排水は、浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は、変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事

	業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1から3を3番委員。
3番委員	<p>7号1番。申請地は上小川小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の市街地内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号2番。申請地は野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号3番。申請地は霧島市公設地方卸売市場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接宅地の1581.58㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1644.58㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分4から6を10番委員。
10番委員	<p>7号4番。申請地は玄亀庵公民館の東に位置し、現況は不耕作である。なお、平成14年頃、北側にコンクリートの擁壁を建設してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7号5番。申請地は北公園の北に位置し、現況は田である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、現場事務所1棟、仮設トイレ2基、駐車場、防音ハウス1棟、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の969㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1521㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、</p>

	<p>令和8年4月10日から令和10年12月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>7号6番。申請地は鹿児島県方法務局霧島支局の北西に位置し、現況は田である。転用目的は、宅地分譲2区画を建設するものである。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されており、家庭排水は浄化槽を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は、変更前と比較して同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく国分7を18番委員。
18番委員	<p>7号7番。申請地は国分北小学校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、隼人8を5番委員。
5番委員	<p>7号8番。申請地は隼人駅の南東に位置し、現況は仮換地指定済である。農地区分は、第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、店舗1棟、駐車場、物置1棟、ゴミ庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の779.37㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2260.97㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	同じく隼人9を12番委員。
12番委員	<p>7号9番。申請地は隼人温泉プールの北に位置し、現況は畑である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺10を1番委員。
1番委員	<p>7号10番。申請地は前原団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺11を11番委員。
11番委員	<p>7号11番。申請地は野坂公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、県発注の令和7年度災害関連緊急治山事業に伴う現場事務所1棟、休憩所1棟、仮設トイレ1基、倉庫2棟、資材置場、重機置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和8年4月10日から令和9年3月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>

議長(会長)	次に溝辺 12、13 を 14 番委員。
14 番委員	<p>7 号 12 番。申請地は麓原地区自治公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7 号 13 番。申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 8 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、横川 14 を 2 番委員。
2 番委員	7 号 14 番。申請地は横川物産館よいやんせの南東に位置し、現況は実行済である。なお、令和元年と令和 3 年頃に倉庫、資材置場、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、倉庫 1 棟、資材置場、駐車場を建設するもので、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、牧園 15 を 8 番委員。
8 番委員	7 号 15 番。申請地は霧島高校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、クヌギを 300 本植林する計画であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第 8 号 「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等について

議長(会長)	次に、議案第 8 号「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等について議題といたします。「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等について、当委員会での審議を求めます。これについては事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	議案第 8 号について説明いたします。「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等については、推進会で説明したとおりです。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「霧島市農業委員会会議規則の一部改正」等につきましては、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

△ 議案第9号 「農業経営基盤強化促進計画変更申出に係る意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進計画変更申出に係る意見決定」について議題とします。農業経営基盤強化促進計画変更申出に係る意見決定について、当委員会での審議を求めます。これらについての説明を事務局に求めます。事務局。
事務局	[事務局より議案の説明] 推進会で説明したとおりです。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第9号「農業経営基盤強化促進計画変更申出に係る意見決定」については、原案のとおりと意見決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は原案のとおりとすることに決定いたしました。 以上で、令和8年第3回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(代理)	ないようですので、令和8年第3回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 15時50分